

標記會社ニ於テハ容月二十三日職工八七名ノ解雇セル  
ニ被解雇者ハ總同盟明革獨立自由團無所屬ノ三派ニ分  
會社ニ對シ一部復職解雇手當ノ増額等ニツキ夫々交  
渉中ナリシカ殘留職工ノ罷業怠業等ノ事實ナク總同盟  
側ノ交渉ハ昨二十八日圓滿解決セリ其後ノ状況左記ノ  
通り

記

一 勞働者側

(1) 總同盟側

解雇省ハ毎日東京革工組合吾娯支部事務所ニ參集  
セルモ終日雜談ニ過コスノミニテ格別ノ行動ナク  
本月十日會社ニ對シ別記款願書ヲ提出シ主トシテ

東京革工組合主事田中小二郎會社ト交渉ヲ重不居  
リタルカ昨二十八日麹町區ノ重洲町明治製菓株式  
會社本社ニ於テ解雇者側代表田中小二郎外五名ト  
會社側鈴木藤田瀬川ノ三重役ト會見折衝ノ結果次  
記條件ニ依リ午後八時圓滿解決セリ

款願事項

解決條件

撤回

- (1) 全回ノ解雇中三十名ヲ復職セシメラレタシ
- (2) 全回ノ解雇者ハ左記ノ通り解雇手當ヲ

支給スル様取計ナレシ

- (A) 保護積立金(規定通り)
- (B) 法規上ノ豫告手當(十四日分)
- (C) 解雇手當(一年ヨリ三年迄六十以上)

兼認

兼認